





- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

4. 無害化处理の方法

焼却（ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉）

5. 無害化处理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物の焼却施設

6. 無害化处理の用に供する施設の設置の場所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46 番 93

7. 無害化处理の用に供する施設の処理能力

イ ロータリーキルン式焼却炉

(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等 24 kL/日

(2) 廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物

10 t/日

ロ 固定床炉

ポリ塩化ビフェニル汚染物 57 t/日

8. 収集又は運搬の有無

有 ・ (無)

9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管は行わない。

以上